

社会福祉法人等による 利用者負担軽減制度のご案内

対象施設

社会福祉法人や区市町村が運営主体となっている**特別養護老人ホーム**
※事前に施設にご確認ください。

対象者

以下①～⑥のすべてに該当するかた、または生活保護を受給しているかた

- ①介護保険負担限度額認定を受けている（別途、申請が必要です。）
- ②区市町村民税非課税世帯である
- ③日常生活に供する資産以外に住居や土地等、活用できる資産がない
- ④負担能力のある親族等に、扶養されていない
- ⑤介護保険料を滞納していない
- ⑥昨年中（更新申請を除き1月～7月に申請されるかたは一昨年中）の世帯収入および世帯の資産が一定額以下である

世帯の種類	収入	世帯の資産
単身世帯	150万円以下	350万円以下
2人世帯	200万円以下	450万円以下
3人世帯	250万円以下	550万円以下

軽減割合

軽減される費用・割合は、負担段階によって異なります。
申請後、軽減対象者には「確認証」が送付されるので、「確認証」に記載されている負担段階を確認してください。

負担段階	対象者	サービス費 の1割	食費	居住費
第1段階	生活保護受給者	軽減対象外	軽減対象外	全額軽減
	老齢福祉年金	1/2軽減	1/2軽減	1/2軽減
第2段階	前年の合計所得金額と年金収入額の合計金額が80万円以下のかた	軽減対象外	1/4軽減	1/4軽減
第3段階	前年の合計所得金額と年金収入額の合計金額が80万円を超えるかた	1/4軽減	1/4軽減	1/4軽減

※ 裏面もご参照ください ※

（令和3年10月改訂）

申請に必要な書類

■申請書および申告書

- ①生計困難者に対する利用者負担額軽減対象確認申請書
- ②収入及び預貯金額等申告書
- ③資産及び扶養の有無に関する申告書

■添付書類(①～⑧の書類のコピー)

- ①利用者本人の医療保険被保険者証
- ②世帯収入を証明する書類
* 給与に関する源泉徴収票・公的年金等源泉徴収票・年金振込通知書・確定申告書等
- ③預金通帳の表紙をめくった内側の見開きページ(世帯全員分)
- ④預金通帳の昨年(更新申請を除き1月～7月に新規申請されるかたは一昨年)の1月から12月までの入出金がわかる明細ページ(世帯全員分)
- ⑤申請の直近の預金残高がわかる通帳の明細ページ(世帯全員分)
- ⑥定期預金を証明するページまたは証書(世帯全員分)
* 口座をお持ちのかたのみ
- ⑦有価証券等、資産を証明する書類(世帯全員分)
- ⑧登記事項証明書
* 成年後見人が申請する場合のみ

Q&A

Q1 ショートステイ(短期入所生活介護)を利用しました。対象になりますか?

A1 ショートステイ(短期入所生活介護)は対象になりません。

Q2 確認証に有効期限はありますか?

A2 有効期限は7月31日です。

引き続き8月1日以降の確認証が必要な場合は、再度申請が必要です。

Q3 給与や年金以外に世帯収入に含まれるものはありますか?

A3 年金生活者支援給付金、親族からの仕送り等、あらゆる収入を含みます。

Q4 郵送で申請することはできますか?

A4 郵送による申請も受け付けています。

また、介護保険課介護保険給付係の窓口でも受け付けています。

お問い合わせ・ご提出先

目黒区 健康福祉部 介護保険課 介護保険給付係

〒153-8573

目黒区上目黒2丁目19番15号(総合庁舎2階)

電話 03-5722-9847(直通)